

富田林市 YouTube ページ運用方針

1 目的

富田林市公式 YouTube は、市の魅力発信に関する動画をインターネット配信し、市内外に本市をPRすることを目的としています。

2 運用に関する基本情報

- (1) アカウント名：tondabayashicity
- (2) URL： <https://www.youtube.com/user.tondabayashicity>
- (3) アカウント運用者：富田林市市長公室都市魅力課
- (4) 運用時間 原則として、開庁日の午前9時から午後5時30分までに情報発信を行います。この時間帯以外にも必要に応じて発信場合があります。

3 発信する主な内容

市の魅力発信などに関する動画

4 個人アカウントの登録

当 YouTube はどなたでも閲覧できます。ただし。チャンネル登録や評価、共有、追加などを行うためには、個人で YouTube のアカウントの登録が必要です。

5 チャンネル登録やコメント、評価、共有、追加等について

- (1) 当 YouTube に投稿した動画に対して、コメントの入力はできません。ご意見やご質問等につきましては、富田林市ウェブサイトの「メールでのお問い合わせ」をご利用ください。
- (2) 当 YouTube から本市以外のアカウントに対するチャンネル登録や、動画に対するコメント、評価、共有、追加は原則として行いません。

6 著作権等の扱い

当 YouTube に投稿している情報（画像、イラスト、音声、文章等）の著作権は、本市または原作者に帰属します。これらの情報は、「私的利用のための複製」や「引用」など著作権上で認められた場合を除き、無断で複製または転用することはできません。

ただし、当市が投稿した動画へのリンクや、共有機能を利用した掲載については問題ありません。

7 免責事項

- (1) 本市は、YouTube に投稿する情報について細心の注意払っていますが、情報の正

確性、完全性等について保証するものではありません。

- (2) 本市は、利用者が当 YouTube を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について一切責任を負いません。
- (3) 本市は、当 YouTube に関連して、利用者間または利用者と第三者間でトラブルにより、利用者または第三者が被った損害についても一切責任を負いません。
- (4) YouTube は、YouTube, LLC のシステムにより運用されています。同社のシステム運用状況や、同社または第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、利用方法などの質問には一切お答えできません。
- (5) 本市は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し、中止をする場合があります。

8 問い合わせ

富田林市 市長公室 都市魅力課

電話：0721-25-1000（内線326）

電子メール：kouhou@city.tondabayashi.lg.jp

9 適用

この運用方針は、令和2年4月1日から適用します